

# 武蔵台地区学校運営協議会運営細則

令和2年9月9日 学校運営協議会会長

## (目的)

第1条 この細則は、武蔵台地区学校運営協議会運営要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱第13条の拡大協議会の組織運営、その他の協議会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員の推薦)

第2条 日高市教育委員会が任命する日高市学校運営協議会規則（平成31年3月20日教委規則第1号。）第5条第2項の委員の選定に当たって、対象学校の校長は、会長と協議の上、委員候補者を推薦する。ただし、第5条第3項の公募委員の推薦にあたっては、当該候補者の意向を尊重するものとする。

## (委員の部会編成)

第3条 協議会に次の各号の部会を置く。各部会は委員2人から4人により編成し、迅速に動きやすい体制を敷く。

- 一 学校支援部 授業・環境管理・登下校等の支援をつかさどる。
- 二 学校評価部 教育目標等についての実態チェック評価等を行う。
- 三 広報部 会議の予告・結果の報告を行う。

## (拡大協議会)

第4条 要綱第13条に規定する拡大協議会（以下「拡大協議会」という。）は、別表1に掲げる個人又は団体で構成する。

2 拡大協議会は、前項の構成員（以下「アドバンス委員」という。）により、次の各号に掲げる協議を行う。

- 一 協議会活動状況の報告及び広報
- 二 アドバンス委員からの情報収集及び意見交換
- 三 地域関連団体との意見交換及び相互理解

## (アドバンス委員)

第5条 アドバンス委員は、別表1の個人及び団体の代表者又は団体から推薦のあった者とする。

2 アドバンス委員は、小・中学校の校長、会長から就任要請を行い、受諾のあった者に委嘱する。

3 アドバンス委員には武蔵台小学校校長、武蔵台中学校校長名による委嘱状を手交する。

(アドバンス委員の権限と義務)

第6条 拡大協議会に出席したアドバンス委員は、会長の許可を得て意見を表明することができる。ただし、議決に加わることはできない。

2 アドバンス委員は、要綱第14条の義務を負う。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、原則として4月、5月、11月、2月、3月の年5回、定例の会議を開催する他、必要に応じ、臨時の会議を開催する。ただし、やむを得ない事情があるときは、開催月を変更することができる。

(拡大協議会の開催)

第8条 拡大協議会は、年1回開催する。原則として5月の定例協議会と兼ねることとする。

(会議の予告)

第9条 会議の開催日時及び議題は、開催日の3週間前までに開催通知を発するとともに、併せて保護者に対して周知するものとする。

(会議の書面表決)

第10条 要綱第10条の書面決議の判断は、会長が小・中学校校長と協議し、決定する。

(会議の公開)

第11条 要綱第11条による会議の公開は、以下の手続きによる。

- 一 傍聴の申し込みは、武蔵台中学校の教頭へ書面又は電話により、住所、氏名を明らかにした上で申し込む。
- 二 会議の傍聴人は一回につき3人までとし、申し込み順とする。

(協議会ニュース)

第12条 協議会は、会議の終了後、協議内容等を紹介する協議会ニュースを発行する。また併せて、次回の開催等についての予告を行う。

- 2 協議会ニュースは、当面学校便りの一面（校長コメント文の欄の半分程度）を使って掲載する。
- 3 前項による他、小・中学校のホームページを活用する等、広報に努める。

(改正)

第13条 この細則は会長が小・中学校校長と協議し決定する。また、同様に改正することができる。

(附則) この細則は令和2年9月9日から施行する。

別表(第4条関係) 拡大協議会の構成員としてお願いする方々

個人の方	団体の方
1.学識経験者	1.フレンド認定こども園
2.環境ボランティアの方	2.こま武蔵台自治会
3.登下校ボランティアの方	3.横手台自治会
4.学習支援を頂いている方	4.青少年健全育成の会
	5.武蔵台横手台地区体育協会
	6.スポーツ少年団
	7.こま武蔵台福祉ネット
	8.学校応援団 (地域学校協同活動推進委員)

ただし、この団体の役員から委員が任命されている時は新たな声掛けはしない。